

<別紙 1>

重要事項説明書

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）のご案内

【令和 8 年 6 月 22 日現在】

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設桜田（通所リハビリテーション）
- ・開設年月日 平成 18 年 4 月 1 日
- ・所在地 埼玉県久喜市東大輪 2039-4
- ・電話番号 0480-57-1811 ・ファックス番号 0480-57-1812
- ・管理者名 施設長 高橋 英毅
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設（1151100011）

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1 日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を 1 日でも長く継続できるよう、（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

【介護老人保健施設桜田の運営方針】

- ① 常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ② 明るく家庭的な雰囲気の中、地域や家族との結びつきを重視した運営を行います。
- ③ 施設サービスの質の向上に努めます。

(3) 通所リハビリテーションの職員体制

	常 勤	非常勤
・医 師	1	
・理学療法士	2(兼務)	2(兼務)
・作業療法士	2(兼務)	
・言語聴覚士	1(兼務)	
・支援相談員	1(兼務)	
・看護職員	7(兼務)	3
・介護職員	8	4
・事務員	1(兼務)	

(4) 通所定員 40 名

2. サービス内容

- ① 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の立案
介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者の日常生活がより活動的なものとなる

ように、身体面では関節拘縮の予防、筋力・体力・バランスの改善、精神面では知的能力の維持改善等を医師の指示に基づき行います。

② 食事

昼食 12時00分～13時00分

③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。ただし、利用者の身体の状態に応じて中止となる場合があります。）

④ リハビリテーション

⑤ 相談援助サービス

⑥ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理

⑦ 利用者が選定する特別な食事の提供

⑧ その他

＊これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 虐待の防止について

①虐待防止に関する責任者を選定しています。

②虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底します。

③虐待の発生またはその再発を防止するための指針を整備しています。

④職員に対して虐待防止を啓発するための研修を定期的実施しています。

⑤サービス提供中に、当事業所職員または養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかにこれを市町村に通知します。

⑥利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。万が一、身体拘束等を行なう場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

【虐待防止に関する責任者：大久保友和】

4. 衛生管理等について

①事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

②事業所内の衛生管理に努め、感染症予防に関する研修を定期的開催し、対策等の検討を行って おります。また、万が一、感染が発生した場合は、感染症対策マニュアルに沿って必要な措置を講じます。

③利用者様・ご家族等に感染症の罹患及び感染症の疑いがある場合は、事前にご相談下さい。

5. 防火管理・非常災害対策について

①消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行います。

②防火管理者には、事業所管理者とは別に定めます。

③火元責任者には、事業所職員を充てます。

④非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会います。

⑤非常災害設備は、常に有効に保持するよう努めます。

⑥火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を

編成し、任務を遂行します。

- ⑦防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施します。

防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年 2 回以上

利用者を含めた総合避難訓練……年 1 回以上

非常災害用設備の使用方法的徹底・随時

- ⑧ その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとります。

【防火管理者：藤原 学】

6. 業務継続計画の策定等について

- ①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

- ②職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

- ③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

7. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

・名 称	医療法人社団弘人会 中田病院	
・住 所	埼玉県加須市元町 6-8	電話：0480-61-3122
・名 称	医療法人三和会 東鷲宮病院	
・住 所	埼玉県久喜市桜田 2-6-5	電話：0480-58-2468
・名 称	医療法人 新井病院	
・住 所	埼玉県久喜市中央 2-2-28	電話：0480-21-0070
・名 称	一般社団法人 巨樹の会 新久喜総合病院	
・住 所	埼玉県久喜市上早見 418-1	電話：0480-26-0033

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「緊急連絡先」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

8. ハラスメントの防止について

- ①適切なサービスの提供を確保する観点から、事業所内において職員に対してセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講じます。

- ②サービス提供に当たっては、別紙 4 に掲げる「カスタマーハラスメントに対する行動指針」に基づき対応を致します。

- ③上記に掲げるハラスメントが発生しないように、下記についてご理解をいただけるようお願いします

◇事業所が行なうサービスの範囲

◇職員に対する金品の心づけのお断り

◇サービス内容に疑問や不満がある場合、又は職員からハラスメントを受けた場合、

- 事業所の相談担当者へご連絡を頂く
④職員へのハラスメントを行なわないこと

9. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。（☎電話 0480-57-1811）

なお、苦情・相談については、お住まいの市町村窓口または埼玉県国民健康保険団体連合会でも受け付けております。

久喜市役所	介護保険課
☎電話番号	0480-22-1111（代表）
加須市役所	高齢介護課
☎電話番号	0480-62-1111（代表）
幸手市役所	介護福祉課
☎電話番号	0480-43-1111（代表）
鷲宮総合支所	介護保険担当
☎電話番号	0480-58-1111（代表）
埼玉県国民健康保険団体連合会	介護保険課 苦情対応係
☎電話番号	048-824-2568（直通）

10. 禁止事項

利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

11. 施設利用に当たっての留意事項

○貴重品について

原則として現金はお預かりいたしません。お手元にお持ちになる場合は、小銭程度でお願いします。但し、自己管理となりますので、盗難・紛失についての責任は当施設では一切負いかねます。

○食べ物等持ち込みについて

衛生管理上、また療養上、持ち込みは禁止となります。持ち込みを希望する際は、ご相談ください。

○疾病や加齢、認知症状などの要因から、ご本人様のご意思の下、お一人で動かれ、思わぬ事故を招くこともございます。こういった事故が起きた場合には、当施設では適切な措置は講じますが、事故に対しての責任を負いかねますので、ご了承ください。

○その他

ご利用開始時、終了時をはじめ、普段より施設・職員への謝礼はお断りいたしておりますので、お気遣いのないようお願いいたします。

7. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

<別紙 2>

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）について 【令和 8 年 5 月 18 日現在】

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）についての概要

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）については、要介護者（介護予防通所リハビリテーションにあっては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス（介護予防サービス）計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画が作成されますが、その際、利用者・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金（通所リハビリテーション費）

(1) 料金は、基本サービス費、加算料金、食事、日常生活費等その他の料金があり、介護度、負担割合、利用時間、他、ご利用いただくサービス、内容によって異なります。

尚、利用料金については、別紙料金表のとおりです。

(2) キャンセルについて

- ① 利用当日休まれる場合には、前日までにご連絡をお願いいたします。
- ② 利用者の都合で、利用当日ご連絡なくサービス利用を中止する場合、また、お休みの連絡が 10 時まででない場合、下記のキャンセル料がかかります。

…790 円

(3) 健康上の理由による中止

- ① 風邪、病気の際は、サービスの提供をお断りすることがあります。
- ② 当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合、サービス内容の変更または中止を行うことがあります。その場合はご家族にご連絡いたします。
- ③ 利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合はご家族に連絡いたします。

<別紙 3>

個人情報の利用目的

【令和 8 年 3 月 23 日現在】

介護老人保健施設桜田では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

<別紙 4>

カスタマーハラスメントに対する行動指針

【令和 8 年 3 月 23 日現在】

【目的】

より良いサービスを提供するためには、事業所の職員が安心して働ける環境を提供することが必要であるとともに、利用者様やご家族、関係機関との信頼関係を築き、お互いに協力しあうことが必要不可欠となります。そして、事業者と利用者様がお互いに信頼しあい、職員も気持ちよく働くことができれば、結果として利用者様の満足度向上及び課題解決につながるはずです。

当事業所の「カスタマーハラスメントに対する行動指針」は、サービスの質をより高めるために、利用者様及びご家族等へご協力をお願いしたいこと、知っておいて頂きたいことをお伝えすることを目的としております。

【対象となる行為】

厚生労働省が定めるパワハラ の 6 つの行為類型「身体的な攻撃」「精神的な攻撃」「人間関係からの切り離し」「過大な要求」「過小な要求」「個の侵害」に則り、下記の内容を想定しております。なお、以下の記載は例示であり、これらに限られるという趣旨ではありません。

- ・利用者様及びご家族等による暴力・暴言・誹謗中傷（インターネット・SNS 上での文面を含む）
- ・個人に対する暴力・個人に対する威迫・脅迫・個人に対するストーカー行為（頻繁な電話やメール並びに SNS のメッセージ送信を含む）
- ・個人の人格を否定する発言
- ・個人を侮辱する発言
- ・利用者様及びご家族等による過剰または不合理な要求
- ・合理的理由のない謝罪の要求・当事業所の職員に関する解雇等の法人内処罰の要求
- ・社会通念上過剰なサービス提供の要求
- ・利用者様及びご家族による合理的範囲を超える時間的・場所的拘束
- ・合理的な理由のない長時間の拘束（長時間電話を含む）
- ・利用者様及びご家族等によるその他ハラスメント行為
- ・利用者様及びご家族等によるプライバシーの侵害
- ・利用者様及びご家族等によるセクシャルハラスメント
- ・利用者様及びご家族等によるそのほか各種のハラスメント

【カスタマーハラスメントによって生じる主な弊害】

- ・ストレスによる職員のパフォーマンスの低下、健康不良、休職、退職
- ・ハラスメント対応に人的コストを割くことによる業務の遅れ、休止
- ・上記弊害に伴い他の利用者様が受けられるサービスの質の低下
- ・職員数の減少及び風評被害による当事業所の維持困難

【カスタマーハラスメントへの対応】

事業所内対応

- ・カスタマーハラスメントの発生に備え、事業所職員がカスタマーハラスメントに関する知識及び対処法を習得するための施策を実施します。
- ・カスタマーハラスメントに関する相談窓口を設置します。
- ・カスタマーハラスメントの被害にあった職員のケアを最優先に努めます。
- ・カスタマーハラスメント発生時の対応体制を構築します。
- ・より適切な対応を実現するため顧問弁護士等と連携します。

事業所外対応

- ・よりよい関係の再構築に努めます。
- ・カスタマーハラスメントに屈することなく合理的・理性的な話し合いを求めます。
- ・カスタマーハラスメントが行われる場合は、誠に残念ながら当事業所のサービスの利用をお断りまたは中止させて頂くこともございます。
- ・カスタマーハラスメントの性質は、反社会的勢力による違法または不当な圧力である場合は、必要に応じて警察等関係機関との連携を図り対応させて頂きます。

利用者様・家族様、関係機関等に対するお願い

目的にも掲げているとおり、当事業所は、ご提供させて頂くサービスを通じて利用者様及びご家族等との信頼関係を築き、より良いサービスをご提供したいと考えております。

サービスの利用に当たっては、以下の事項をお願いいたします。

- ・ハラスメント行為に加担しないこと
- ・他者に敬意をもって行動すること
- ・法令を遵守すること

当事業所では、職員と利用者様、ご家族、関係機関が互いに尊重し合い、安心して向き合える環境づくりに努めてまいります。何卒ご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション） 利用同意書

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の利用開始にあたり、利用者に対して「利用契約書」及び別紙1「重要事項説明書」、別紙2「通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）について」、別紙3「個人情報の利用目的」の書面に基づいて重要な事項の説明を行いました。

説明日 令和 年 月 日

<事業者>

所在地 埼玉県久喜市東大輪2039-4

法人名 社会福祉法人 大樹会

事業所名 介護老人保健施設 桜田

通所リハビリテーション

代表者職・氏名 施設長 高橋 英毅

説明者 _____ 印

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を利用するにあたり、「利用契約書」及び別紙1「重要事項説明書」、別紙2「通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）について」、別紙3「個人情報の利用目的」を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意、承諾します。

令和 年 月 日

<利用者>

住 所 _____

氏 名 _____ 印

<身元引受人・家族の代表>（続柄： _____）

住 所 _____

氏 名 _____ 印

利用者は、身体状況等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

<署名代筆者>

住 所 _____

氏 名 _____ 印